(1) 昭和50年5月15日（毎月1日・15日発行）

No. 414

市報さが

5月 15日号

（昭和26年2月24日）
（第3種郵便物認可）

発行所 佐賀市役所
発行人
市長公室長
（定価3円）
電話代表(4)3151番

佐賀国体

5月1日から 機構が一部変わりました

▼新庁舎の開庁にあわせ、▲▼市役所の事務機構の一部▲▼が、五月一日から変わり▲▼ました。▲

市民相談室新設

これまでの秘書課から広報公聴の事務を離し、市民相談室を新設して、広報事務のほか市政、法律、人権、交通事故相談などの市民相談をうけたまわるコーナーとしました。

庶務課

庁内の施設等の維持管理にあたるため、庁舎管理係を新設しました。

財政課

これまでの主査制を改め係制とし、財政係と資金係を置くことにしました。

市民税課

納税課で担当していました税関係の諸証明、前納報奨金支払いなどの事務を市民税課に移しました。

都市計画課

土地関発事業の事務量増大に応ずるため、いままでの開発指導係を庶務係と計画指導係に分け、充実をはかりました。

下水道課

下水道事業の進展による事務量増大に対処するため、事業係を事業第一係、事業第二係とし、同様に、その充実をはかりました。

市民相談室を新設
市民のための行政を推進

新設した市民相談コーナーでは、市民のみなさんが日常生活のなかでお困りになっているどんな相談でも承ります。

たとえば道路、下水、ゴミなど市の仕事についての要望や意見はもちろんのこと専任の相談員や市職員がみなさんといっしょに解決につとめます。直接ご来庁できない方々は電話ででもお受けします。気軽にお電話ください。

〈苦情・要望電話〉
電話番号は
9局 0321
9局 0322
9局 0323
番です。

また、電話でのお知らせ、たとえば予防接種、検診日程手続きや市役所の行事で市民のみなさんにとって大切なことなど、何日でもどこからでも手軽に電話で聞けるお知らせ電話が五月二十六日から発信します。

どしどしご利用ください。

〈お知らせ電話〉
電話番号は
9局 2244
9局 2245
9局 2246
番です。

苦情・要望は電話で お知らせ電話も新設

市役所機構改革図

- 市長
  - 助役
    - 市長公室
      - 秘書課
        - ◎主査
      - 人事課
      - 企画課
      - 公害交通課
      - 市民相談室
        - ◎主査
    - 総務部
      - 庶務課
        - 庶務係
        - 文書係
        - 管財係
        - 調達係
        - ◎庁舎管理係
      - 財政課
        - ◎財政係
        - ◎資金係
      - 市民税課
      - 資産税課
      - 納税課
      - 市民会館
    - 都市開発部
      - 都市計画課
        - ◎庶務係
        - ◎計画指導係
        - 用地主査
        - 事業係
        - 緑地公園係
      - 下水道課
        - 管理係
        - ◎事業第一係
        - ◎事業第二係

□◎ は新設
この図は、今回改正された部分だけを掲載しています。

今年度は水ケ江一・二丁目 下水道事業 汚水管敷設工事

市の公共下水道建設は、現在「八田処理分区」三百八十八㌶、三万四千人を対象に昭和五十三年の運転開始を目標に工事を進めています。

五十年度の事業

本年度は、昨年度からの継続事業である終末処理場（西与賀町丸目）八田ポンプ場（北川副町大崎）の土木工事と市街地では、水ケ江一丁目（一部四十八年度施工済み）水ケ江二丁目の全域、それに白山二丁目、呉服元町の商店街のうち、カラー舗装に関連した地区約三十㌶の汚水管の敷設工事を行います。

下水道受益者負担金制度

下水道が整備されることによって都市環境が浄化され、公衆衛生が向上するなど公益をもたらすことはもちろんですが、そのほかにも土地の便益性が増大します。

たとえば、滞水がなくなり、宅地内に浄化槽やためますが不要になり、このため土地が有効に利用でき、便所の水洗化も容易になる（この場合浄化槽がいりません）など土地の所有者に大きな利益をもたらすことになります。

このため、土地の所有者に建設費の一部を負担していただき下水道を一日も早く計画的に整備していくのが下水道の受益者負担金制度です。

ただし、その土地が地上権質権、使用貸借、賃貸借など権利の目的となっている場合は、それぞれの権利者が受益者となります。

佐賀市の場合、受益者負担金は、下水道事業費の五分の一の額を八田処理分区三百三十八㌶の面積で除した額が一平方㍍の単位負担金額となっています。

他の都市では、三分の一から五分の一の負担率となっていますが、佐賀市では、受益者の負担をできるだけ軽くするために五分の一を採用しました。

この単位負担金額に、みなさんが所有されている土地または権利のある土地の面積を乗じると負担金額が算出できます。

八田処理分区の単位負担金額は、一平方㍍当たり百六十八円（坪当たり約五百五十五円）です。

そして、この負担金の対象は、国・県・市などの公有地をはじめ、法人、個人の所有するすべての土地です。

昭和五十年度から新たに納めていただく対象者は、本年度に事業を実施する水ケ江一丁目（一部四十八年度賦課済みの地域を除く）二丁目および白山二丁目（一部）・呉服元町（一部）地区の方たちです。

この地域は、地番ごとに調査して賦課対象区域として告示し都市開発部下水道課で縦覧いたします。

負担金を納めていただく方法・時期について

受益者負担金は、下水道建設費の一部に充当するものですから、本来は工事の施行と同じ年度に全額納めていただくべきですが、できるだけ納付しやすくするため二十回（年四回の五年間）に分割し納入していただくことになっています。

また、一括納入を希望される方には、報奨金（最高三〇%を乗じた額）を交付する制度もあります。

受益者負担金の説明会を開きます。

本年度、市街地における汚水管の埋設工事を施行する水ケ江一・二丁目の方に事業計画の内容を十分に理解していただくため、五月中旬から説明会を開きますので、是非ご参加ください。日時、場所については、後でお知らせします。

なお、下水道事業についてのご意見やご相談は、市庁舎五階都市開発部下水道課（電話④3151・内線242～243）へお申し出ください。

受益者とは

①②③の場合の受益者は、Aさんです。
④⑤⑥の場合の受益者は、Bさんです。

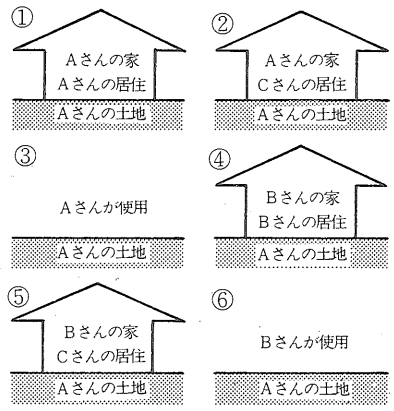

市民ガイド

ご利用ください!! 市民相談室（一階）

市民相談室では、市政一般のご相談のほか、次の相談を無料であつかっています。お気軽においでください。

◎市民相談…毎日午前九時～午後四時。（但し土曜午前中）市に対する要望、苦情、意見（市相談員担当）

◎法律相談…毎月第二木曜日午後一時～四時。土地、家屋、相続など法律のこと。相談は市内在住の方。参考書類があればご持参のこと。受付は当日午前九時から窓口で（弁護士担当）

◎行政相談…毎月第二・四水曜日午後一時～四時。国、公社、公団についての要望、苦情、意見（行政相談員、行政監察局職員）

◎人権・心配ごと相談…毎週木曜日午後一時～四時。人権問題、家庭内のいざこざ、生活上の心配ごと（人権擁護委員、法務局員担当）

◎高年齢者職業相談…毎週月曜～金曜日午前九時～四時。職業相談あっせん、求人者の雇用相談や求人の受理（相談員担当）

◎交通事故相談…毎週月曜～金曜日午前九時～四時。交通事故に関すること（相談員担当）

◎企業局についての相談…毎週月曜～土曜日（但し土曜午前中）午前九時～四時。交通局、ガス局水道局についての相談（企業局職員担当）

行政相談委員の委嘱

今年度の行政管理庁の行政相談委員は、次の三名の方に委嘱されました。（順不同、敬称略）

○弥富 清（神園五丁目）
○須古将宏（昭栄町）
○今泉与八（北川副町）

お気軽にご相談ください。

国体おどり講習会 日程変更のお知らせ

前号で、お知らせしました国体おどり講習会が、講師の方の都合で次のとおり変更になりました。

▽とき＝六月十四日（土曜日）午前十時から
▽ところ＝市青年の家
▽講師＝紅梅扇寿郎（振付者）

1150

五年年金（再開）を支給
受付は6月1日から

明治三十九年四月二日から四十四年四月一日までに生まれた方で、昭和四十八年十月から四十九年三月までに再開五年年金に加入された方は、今年六月で納付が満期になります。

そのうち、六十五歳以上の方は今年七月から月額九千二百八十八円が支給されます。

該当する方は、六月一日から保険年金課年金係⑨番窓口で年金請求の受付をします。次のものをご持参ください。

○国民年金手帳
○領収書
○印鑑

⊙保険料の納付期限は6月30日まで

加入された月から今年五月分までの保険料と、昭和四十五年六月から加入された月の前月分までの保険料を納入しましょう。納期限までに完納しないと、この年金請求は出来ないうえに、いままで納めたものまでむだになります。

⊙保険料の貸付制度があります

再開五年年金に加入している方で、納期限までに納入することが困難な方には、市が保険料の納付資金を融資する制度があります。

くわしくは、保険年金課年金係または市社会福祉協議会へご相談ください。

なお、返済は年金が支給されるようになってから支給金額のうち三分の一ずつを無利子で返済してもらうことになっています。

所得状況届の提出を
児童扶養手当 特別児童扶養手当

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受けている方は毎年六月中に「所得状況届」を提出していただくことになっています。提出期日は下表のとおりです。

所得状況届を提出されないと、今年度の手当をもらえなくなります。

なお、提出のときは、次のものをご持参ください。

①印鑑
②住民票謄本一通
③手当証書

▽提出先＝市福祉事務所社会課

くわしくは、市福祉事務所社会（電④3151）へ

受付日	児童扶養手当証書番号		
6月2日(月)	90の2	～	4,746
〃 3日(火)	4,759	～	5,725
〃 4日(水)	5,726	～	6,334
〃 5日(木)	6,335	～	6,665
〃 6日(金)	6,666	～	
〃 7日(土)	特別児童扶養手当		

児童手当 現況届を提出ください

児童手当を受けている方、または四月までに請求書を出された方は「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

提出期限は、六月末日までとなっています。

現況届を提出されないとこの手当はもらえません。

また、今までに所得限度額超過で受給できなかった方は六月から新年度分の課税状況で認定しますので、五月中に新たに申請してください。

なお、現況届や申請書を提出されるときは、次のものをご持参ください。

①印鑑
②申請者（父親）名義の銀行または農協の普通預金通帳
③申請者の加入している年金証書（たとえば、厚生年金国民年金証書など）
④通知書（該当する方には、個人あてに通知書をさしあげます）

▽提出先＝市福祉事務所社会課（電話④3151）

佐賀の夜ばなし

今山の陣

福岡 博

元亀元年（一五七〇）八月豊後の大友宗麟は筑後高良山に出陣、弟の大友八郎親貞を総大将にした軍勢は、佐賀の竜造寺軍をただ一もみにつぶそうと佐賀郡大和町の今山に陣を進めた。肥前の諸将の中には、大友軍の勝利を信じて、これに加わる者も多く、その数は八万の大軍となった。東は神埼の茶臼山から、北は佐賀郡の北山一帯、西は小城郡牛の尾、砥川まで、山も野も大友勢の旗指し物で埋っていた。

これに対して竜造寺勢は、ネコの額みたいな佐賀城にこもるわずか三千余人、まさに孤城落日、風前のともしびの運命にあった。

鍋島直茂は、敵情を巡視して竜造寺隆信に夜襲を献策、陣を進めた。肥前の諸将の中腹臣の山伏、快春坊に秘策を授けた。

心得たりと快春坊は、今山の大友八郎の前にまかり出て「御勝利のお告げにまいりました。おめでとうございます」と、三十三才の若大将親貞のごきげんをとり、何気なく「ところで、いつ総攻めをなされます」と問いかけた。「明日八月十九日」と親貞が答えると、快春坊は「それはいけません。明日は凶日ゆえ、佐賀へ向っての城攻めはまずいこと」です。先年お味方臼杵新介殿が、佐賀まで今一歩のところまで攻めながら、ご敗北なされたのは、凶日をかえりみず、むちゃ攻めなされたためです」とまくしたてた。

親貞は、明日が凶日なら、日だけ総攻めを延期して、マナ板の魚、佐賀城をさかなに前祝いをして、十分英気を養い、二十日総攻めすることをとです。

快春坊の連絡を受けた佐賀軍は夜討ちの部署を定めたが、たったの三千、御大将竜造寺隆信は千騎をもって西高木、納富但馬守の千五百は、ひそかに川上川を渡って於保村に待機した。

鍋島直茂は百武志摩守ら三百騎余りと鍋島村新庄の勝楽寺に集まり、やぶの竹を切り取って旗竿とし、カマギを馬じるし代わりとして今山の本陣めざして夜襲をしかけた。

不意を打たれた敵は、よいのうちの大酒宴で酔眼もうろう、足元も定まらず、押し合いへし合い、東へ東へと敗走した。待ちかまえていた成松刑部らは敵将親貞の首をはじめ多くのカブトをあげ、大友勢は敗北した。

この快勝を機に竜造寺隆信の運が開け、のちに肥筑豊五ケ国の太守にまでのしあがった。鍋島直茂は、今山本陣に大友八郎が張っていた陣幕の「杏葉（ぎょうよう）の紋」を戦勝の記念として、鍋島家の定紋とした。

（筆者は郷土史研究家）

ふるってご参加を
第11回 リレーカーニバル

市体育協会では恒例のリレーカーニバルを開催することになり、次のとおり参加チームを募集しています。奮ってご参加ください。

▽開催日＝六月一日（日）午前八時三十分開会

▽場所＝県総合運動場　補助競技場

▽参加資格＝市内に居住または勤務、在学している方

▽種目

①小学生五・六年男女別四百リレー
②中学生一年男一・二・三年女子四百リレー
③中学生二・三年男子八百リレー
④中学生上・低学年別（個人）二千メートル
⑤高校・一般別五千メートル
⑥高校男女別四百リレー
⑦職域男女別四百リレー
⑧一般男子（40歳以上個人）二千メートル
⑨校区別女子四百リレー
⑩校区別男子年齢別四百リレー（30歳未満一名、40歳未満一名、50歳未満一名、50歳以上一名、ただし高校生以下は除く）

▽申込み方法＝選手名簿を五月二十六日（月曜）までに市教育委員会体育保健課（電④3151）へご提出ください。

ツベルクリン反応検査・B.C.G接種日程

▷対象者……生後3ヵ月から36ヵ月まで（以前に検査を受けた方を除きます）
▷料　金……無料
○当日は、母子健康手帳をご持参ください。

ツベルクリン反応検査					ツベルクリン判定・BCG接種	
地区	場所	月日	時間		月日	時間
赤松	市民会館	6月23日	13.30～15.00		6月25日	13.30～15.00
循誘	〃	〃 〃	〃		〃 〃	〃
勧興	〃	〃 〃	〃		〃 〃	〃
巨勢	公民館	〃 24日	14.00～15.00		〃 26日	14.00～15.00
兵庫	連絡所	〃 〃	〃		〃 〃	〃
蓮池	城原町公民館	〃 〃	〃		〃 〃	〃
神野	市民会館	〃 30日	13.30～15.00		7月2日	13.30～15.00
日新	〃	〃 〃	〃		〃 〃	〃
新栄	〃	〃 〃	〃		〃 〃	〃
鍋島	公民館	7月1日	14.00～15.00		〃 3日	14.00～15.00
嘉瀬	〃	〃 〃	〃		〃 〃	〃
西与賀	〃	〃 〃	14.00～15.30		〃 〃	14.00～15.30
本庄	〃	〃 7日	〃		〃 9日	〃
北川副	〃	〃 〃	〃		〃 〃	〃
高木瀬	〃	〃 8日	〃		〃 10日	〃
久保泉	〃	〃 9日	14.00～15.00		〃 11日	14.00～15.00
金立	〃	〃 〃	〃		〃 〃	〃
全市	市民会館	〃 28日	13.30～15.00		〃 30日	13.30～15.00

市民健康診断日程

▷対象者……満15歳以上の方（但し、学校や職場等で定期検診を受けた方・結核治療中の方・定期的に管理検診を受けている方を除く）
▷料　金……無料

月日	実施場所と時間		
	9:30～11:30	13:00～15:00	18:00～20:00
5月26日	愛敬島会館	—	—
〃 27日	多布施母子寮	—	—
〃 28日	西原産婦人科	護国神社	—
〃 29日	青年の家	青年の家	青年の家
6月2日	県消費生活センター	—	—
〃 3日	神野公園	神野公園	—
〃 4日	神野公民館	神野公民館	—
〃 6日	窓乃梅多布施支店	青木医院	馬場産婦人科
〃 9日	中折中・中央広場	県営住宅集会所	—
〃 10日	本庄元町平形店前	昭栄中学校	—
〃 11日	日新小学校	大覚寺	大覚寺
〃 16日	与賀町公民館	赤松公民館	—
〃 17日	北水会館	北水会館	—
〃 18日	南水会館	南水会館	—
〃 19日	社会福祉会館	—	赤松公民館

三歳児健康診査日程

▷対象者……昭和46年7月1日から昭和47年4月1日までに生まれた方（検診当日満三歳以上）
▷時　間……いずれも午後1時30分から3時まで

月日	校区	場所
6月11日	日新	日新公民館
〃 12日	〃	〃
〃 13日	新栄	〃
〃 17日	勧興	佐賀保健所
〃 18日	〃	〃
〃 19日	循誘	〃
〃 20日	〃	〃
〃 24日	神野	神野公民館
〃 25日	〃	〃
〃 26日	赤松	佐賀保健所
〃 27日	〃	〃
7月11日	西与賀	西与賀公民館
〃 15日	嘉瀬	嘉瀬 〃
〃 29日	高木瀬	高木瀬 〃
〃 30日	〃	〃
〃 31日	〃	〃

日本脳炎予防接種日程

▷対象者……接種当日満3歳以上の希望者。
▷料　金……満15歳以上1回につき　250円
但し、15歳未満、生活保護法の適用を受けている方、市民税非課税世帯の方は無料。

地区名	1回目接種月日	2回目接種月日	時間	場所
久保泉	5月26日	6月2日	14.00～15.30	公民館
金立	〃 〃	〃 〃	〃	〃
巨勢	〃 〃	〃 〃	〃	〃
北川副	〃 27日	〃 3日	〃	〃
西与賀	〃 〃	〃 〃	〃	〃
赤松	〃 〃	〃 〃	13.30～15.30	市民会館
循誘	〃 〃	〃 4日	〃	〃
兵庫	〃 28日	〃 〃	14.00～15.30	連絡所
本庄	〃 〃	〃 〃	〃	公民館
蓮池	〃 〃	〃 6日	〃	城原町 〃
日新	〃 29日	〃 5日	13.30～15.30	市民会館
新栄	〃 〃	〃 〃	〃	〃
高木瀬	〃 〃	〃 〃	14.00～15.30	公民館
神野	〃 30日	〃 6日	13.30～15.30	市民会館
勧興	〃 〃	〃 〃	〃	〃
鍋島	〃 〃	〃 〃	14.00～15.30	公民館
嘉瀬	〃 〃	〃 〃	〃	〃
全地区	6月18日（未接種の方）		13.30～15.30	市民会館

寄付お礼

市社会福祉協議会では、次の方がたから社会福祉事業資金の寄付をうけ、そのご厚志に感謝しています。

神野西一丁目鶴翹殿（故田中ツル殿）末広一丁目古川ハル殿（故鹿一殿）長瀬町八次浩幸殿（故ハツ殿）紺屋町野田義文殿（故ツケ殿）兵庫町副島禎三殿（故ハルエ殿）田代一丁目井手藤枝殿（故ヌイ殿）田代一丁目石川キヨ殿（故健之助殿）天神二丁目服巻実殿（故クラ殿）北川副町真埼実殿（故静子殿）

変更のお知らせ

市報さが、五月一日号で三歳未満児健康診査日程表のうち、五月二十七日蓮池校区の場所が蓮池公民館となっていましたが城原町公民館に変更します。

1511